

ひろしま 交通指導員だより

2020.11
第48号

発行：
広島県環境県民局
県民活動課
(交通安全対策室)

2020年
広島県交通安全
年間スローガン
「あおるより
ゆずるあなたが
かっこいい」

「交通安全を考えるつどい」が開催されました



10月14日(水)、『2020(令和2)年度交通安全を考えるつどい』が開催されました。このつどいは、毎年、広島県交通安全母の会により企画され、県内を巡回して行われています。

「広島県交通安全母の会」は『交通安全は家庭から』を合言葉に、長年にわたり交通安全教育の推進に努めている団体です。

今年は、安芸太田町の戸河内ふれあいセンターを会場に、新型コロナウイルス感染症対策を十分に行いながら、参加者数も例年より少ない約60名に抑えての実施となりました。

まず、山県警察署地域交通課、小瀧光司課長に「交通事故発生状況等について」と題して講演していただきました。その中で、早く日が暮れる今の時期、**明るい色の服を着用すること**の重要性を、手作りのパネルにより説明していただきました。

次に、県立広島大学理学療法学科、高宮尚美助教に「脳の加齢と若返り」と題して講演していただきました。高齢者が健康で安全運転をするため、加齢がもたらす脳の変化や認知症について正しく理解してもらうとともに、認知症予防の取組を実技を交えて学んでいただきました。

続いて、交通安全体験車「セーフティプラザヒコア号」やクイックチーム・クイックキャッチ・タッチエム、わたりジョーズ君といった交通安全教育機器を使ったの実技体験が行われ、身体機能の変化が及ぼす運転の影響について学んでいただきました。



○ 高速道路で事故・故障が起きたら !!

まずは危険な道路上・車内・車の周囲に留まらず後続車に合図の上、速やかに自車後方のガードレールの外側などの安全な場所へ避難!! **自身の安全確保後に110番通報!** 発炎筒・停止表示器材の設置は、出来る範囲で!

☆覚えてください4つのポイント!

① 絶対に歩き回らない!

○高速道路上で「人」がはねられる事故が発生しています。

- ・車外へ避難中または待機中
- ・路肩で修理中・タイヤチェーン脱着中
- ・通報中
- ・事故当事者で話し合い中

こんな時に
要注意!

② 後続車に合図!

○後続車の運転者が気付いているとはかぎりません。

- ・ハザードランプ点灯
- ・発炎筒を着火
- ・停止表示器材設置



④ 避難してから通報!

○通報手段はこの3つ

- ・110番
- ・非常電話
- ・道路緊急ダイヤル(＃9910)



③ 安全な場所へ避難!

○車のまわりに立たない。車内に残らない。
・車内は安全地帯ではありません。後続車に追突され、命を落とした事故が発生しています。



年末交通事故防止県民総ぐるみ運動

■実施期間

12月1日（火）～10日（木）

■運動の重点

子供と高齢者の安全な通行の確保

- ・ 夕暮れ時や夜間外出する際は、LEDライト等を携行したり、反射材用品を着用しましょう。
- ・ 夕暮れ時に車を運転する際は、早めにライトを点灯しましょう。

高齢運転者の交通事故防止

- ・ 通り慣れた道路でも油断せず、しっかりと安全確認をしましょう。
- ・ 安全運転サポート車（サポカー）を検討しましょう。

飲酒運転の根絶

- ・ お酒を飲んだら、絶対に車を運転しないようにしましょう。
- ・ 車を運転する人にはお酒を勧めないようにしましょう。

自転車の安全利用の推進

- ・ 自転車安全利用5則を守りましょう。
- ・ 自転車は「車両」であるという認識を持ち、交通ルールと交通マナーを守りましょう。



反射材活用促進キャラクター（広島県警）



スマホは安全に利用しましょう！

- ・ 「歩きスマホ」は危険です！
- ・ 周囲への注意と気配りをしましょう！
- ・ 個人情報やプライバシーの保護にも十分注意をしましょう！
- ・ 自転車や車を運転をしながらの操作は法令違反です！

自転車の場合

- 運転者の遵守事項(傘差し運転等の禁止)
「交通の頻繁な道路において、傘を差す、物を持つなど安定を失うおそれのある方法で自転車を運転しないこと。」
広島県道路交通法施行細則第10条第4号
罰則:5万円以下の罰金
- 安全運転義務違反
「車両等の運転者は、当該車両等のハンドル、ブレーキその他の装置を確実に操作し、かつ、道路、交通及び当該車両等の状況に応じ、他人に危害を及ぼさないような速度と方法で運転しなければならない。」
道路交通法第70条
罰則:3月以下の懲役又は5万円以下の罰金

自動車・原付の場合

- 運転者の遵守事項(運転中の携帯電話使用等の禁止)
「自動車又は原動機付自転車を運転する場合には、(略)画像表示用装置に表示された画像を注視しないこと。」
道路交通法第71条第5号の5
・ 携帯電話使用等(保持)～画像注視する行為
罰則:6月以下の懲役又は10万円以下の罰金
違反点 3点、反則金 普通車1万8千円
・ 携帯電話使用等(交通の危険)
～画像注視することによって交通の危険を生じさせる行為
罰則:1年以下の懲役又は30万円以下の罰金
違反点 6点、反則金制度の対象外となり罰則の対象
- 過失運転致死傷(人身交通事故を起こした場合)
「自動車の運転上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた者は、7年以下の懲役若しくは禁固又は100万円以下の罰金に処する。」
自動車運転死傷行為処罰法第5条